

湯浅町少年センターからのお知らせ

成年年齢の引き下げにあたって学んでおきたいこと

問 湯浅町少年センター(教育委員会内) 19・20番窓口 ☎63・1111

広報ゆあさ1月号にてお知らせしましたとおり、令和4年4月より成年年齢が20歳から18歳へ引き下げとなります。

現在の児童・生徒は「18歳成人」の対象となります。成年年齢が引き下げとなることにより、様々なことが保護者の同意なく、個人で可能となります。近い将来、消費者トラブルに巻き込まれないよう、消費者としての知識を今のうちに身につけていくことが一層重要になっています。

様々なサービスの中で、特に電気通信サービスはその内容が複雑であり、注意が必要です。

保護者の方々が再確認をするためにも、折に触れ、家族みんなで考えてみましょう。

■インターネット回線(光ファイバーやプロバイダ)などの電話勧誘に注意!

契約は口頭でも成立するので、会話に気をつけないと危険です。勧誘が強引だと感じた場合は、はっきりと断りましょう。また、大手の通信事業者を名乗る違法な勧誘もありますので、事業者名を聞いただけで安心して契約をしないよう、注意しましょう。

■利用状況や目的に合った通信サービスを選びましょう

料金や通信速度等の通信サービスの内容は、多種多様です。一見、月額料金が安いように見える場合であっても、一定の条件下でのみ割引される場合もあります。料金プラン等をよく確認して、自分に合った通信サービスを選びましょう。

■もし間違えて契約してしまった場合等には「初期契約解除制度」

クーリングオフに似た制度として、携帯電話サービス、光回線サービス等の一定範囲の電気通信サービスには、契約書面を受領後等を初日として8日間が経過するまでは、利用者の都合で契約を解除できる「初期契約解除制度」があります。

「おかしな」「困った」「だまされた」と思ったら、迷わず、すぐに相談しましょう!

消費者ホットライン ☎1188

または 最寄りの警察へ

「紀の国森づくり税」を5年間延長します

問 和歌山県税務課 ☎073・441・2182
住民生活課税務係(1番窓口) ☎64・1106

森林を県民の財産として守り育てるため平成19年度から実施している紀の国森づくり税が、令和4年度から引き続き5年間延長となりました。

■目的

水源のかん養、県土の保全等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識に立ち、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的とし、県民の理解と協力のもと、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策に要する経費の財源を確保するため、県民税の均等割に加算をしています。

■納税義務者

個人及び法人の県民税均等割の納税者

■税額

個人…500円

(均等割に加算)

法人…1,000円

40,000円

(均等割に5%を加算)

■適用期間

〔個人〕

平成19年度から令和8年度までの各年度

〔法人〕

平成19年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度

■使途

紀の国森づくり基金に積み立て、県民の理解と協力のもと、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策に使用します。



次代につなぐ
紀の国の森

